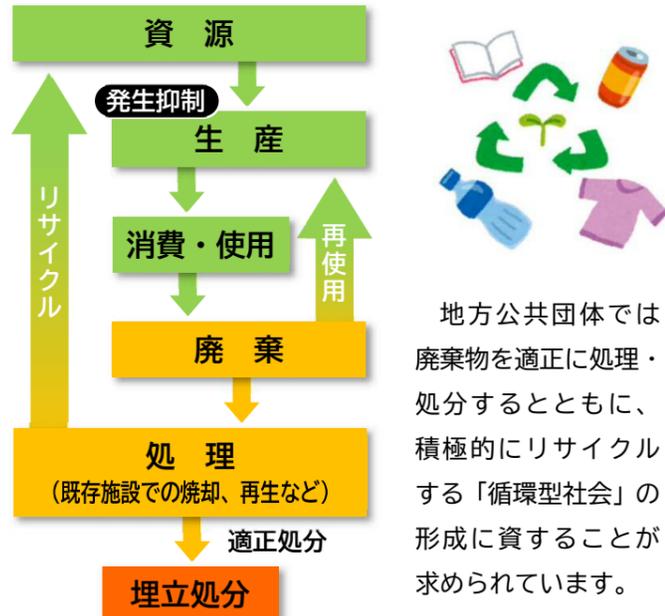


# 「ごみ処理基本計画」・「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援します!!

## 1 循環型社会の流れ

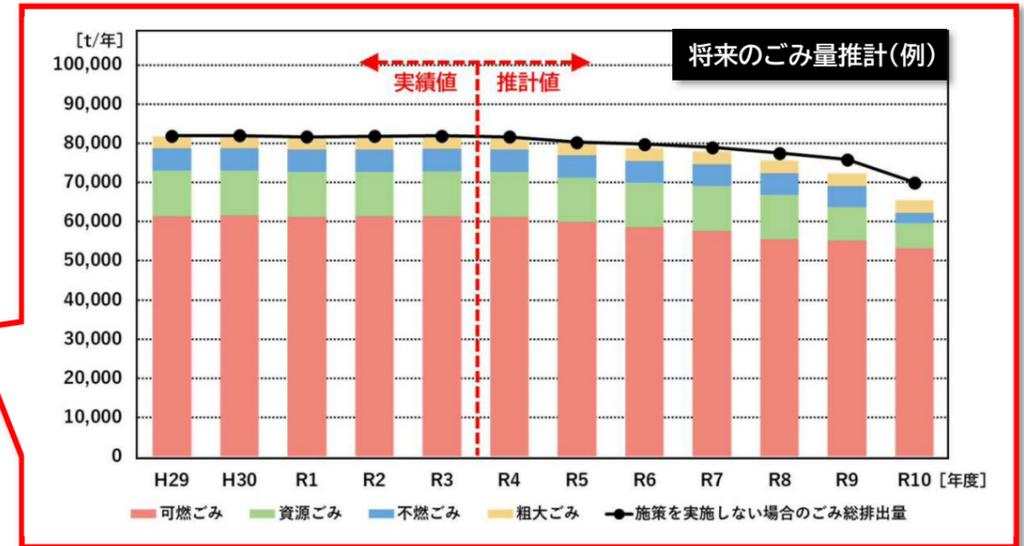


## 2 ごみ処理基本計画の策定 ※検討メニュー(例)

ごみ処理基本計画は「廃棄物処理法(第6条第1項)」に基づいて、廃棄物に関して地方公共団体が策定するマスタープランです。

ごみ処理基本計画では、地方公共団体が責任を負う一般廃棄物の処理・処分に関して、「循環型社会」の形成に必要な下記(①~⑤)の内容を検討・整理した行政計画となります。

- ① ごみ発生量
- ② ごみの分別種類、有料化
- ③ 収集運搬計画
- ④ 中間処理法
- ⑤ 最終処分



計画内では、将来のごみ発生量を予測し、精度の高い目標を設定します。

## 3 循環型社会形成推進地域計画の策定

### 補助の対象地域

市町村(人口5万人以上、または、面積400km<sup>2</sup>以上の計画対象地域)

### 循環型社会を形成するための地方公共団体の役割

地方公共団体は、地域づくりを推進していく上で重要課題の一つである循環型社会を形成するため、地域の自然的・社会的条件に応じた【法・条例の着実な施行】や【廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施】、さらに、各主体間の【コーディネーター】としての役割を果たすことが期待されています。

### 具体的には……

- ① 廃棄物の分別収集・適正処理はもとより【経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進】や【廃棄物処理施設などの公共的施設の整備】を図る。
- ② 地域の取組のコーディネーター及び主たる推進者としての役割を踏まえ、NPO・NGO等の民間団体や事業者などと協力して、【地域住民のライフスタイルの見直し】を支援する。
- ③ 環境に配慮されたグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供を行う。

さらに、自らも事業者としてグリーン購入や環境管理システムの導入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して行うことが求められています。

### 1 循環型社会形成地域計画書の作成

国及び都道府県とともに、「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、2R推進のための目標とそれを実現するために必要な事業などを記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成します。

### 2 環境大臣に提出し、承認を得る

計画書を地方公共団体が都道府県を経由して環境大臣に提出し、承認を受けます。



### 3 交付金申請書の作成

計画についての事業費を整理し、申請書を作成します。



### 4 事後評価書の作成

計画期間終了時に、目標達成状況に関する事後調査を行います。



### ※検討メニュー(例)

#### ◎ごみの発生・排出抑制の検討

⇒ 粗大ごみの対処目や料金の検討、過剰包装自粛協力店の検討など

#### ◎廃棄物の循環についての検討

⇒ 地域回収拠点の設置など集団回収の検討、事業系リサイクルの検討

#### ◎参加と協働の検討

⇒ 既存施設での環境教育の検討、グリーン購入計画の検討など

#### ◎施設整備の検討

⇒ 処分場の延命化の検討、リサイクル施設の検討、新規処分場の検討など